

株式会社ヒューテクノオリン

平成28年4月1日

運輸安全マネジメントに係る情報の公開

(貨物自動車運送事業法 第二十四条の三で定める輸送の安全に係る情報)

○今般、近畿運輸局から以下の処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、運輸安全マネジメント、運行管理、及び整備管理の徹底を図り、輸送の安全確保に向け取り組んで参ります。

- |             |  |
|-------------|--|
| ① 営業所の名所    | 関西支店   |
| ② 行政処分等の年月日 | 平成28年3月15日   |
| ③ 行政処分の内容   | 輸送施設の使用停止(20日車)  |
| ④ 主な違反の条項   | 貨物自動車運送事業法第9条1項  |
| ⑤ 違反点数      | 事業者 2点 営業所 2点  |
| ⑥ 違反行為の概要   | 平成26年6月26日、労働の局からの通報を端緒に監査。5件の違反が認められた。 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画変更認可違反(自動車車庫の位置)<br/>(貨物自動車運送事業法第9条第1項)</li><li>・乗務時間等の基準の遵守違反<br/>(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)</li><li>・点呼の記録事項義務違反<br/>(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)</li><li>・乗務員等の記録事項義務違反<br/>(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)</li><li>・整備管理者の研修受講義務違反<br/>(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)</li></ul> |